

品質・安全基準

ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく、壁紙の種別区分について

ホルムアルデヒド発散速度に応じて次の4つの種別に区分されますが、告示で定める壁紙は図表の通り「JIS規格」が「大臣認定」に基づき「規制対象外」となっております。

告示で定める 建築材料の性能区分	規制対象外 ※第1～第3種よりも上位の 性能を備えた建築材料	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド発散速度 (チャンバー法数値)	5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 以下 少ない ←	5 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 超～ 20 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 以下	20 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 超～ 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 以下	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{h}$ 超 → 多い
ホルムアルデヒド 対策マーク(等級区分)	F☆☆☆☆	F☆☆☆☆	F☆☆	対策マーク表示 不可
壁紙の種類	JIS規格品 大臣認定品	—	—	—
内装仕上の制限	使用制限なし	使用面積が制限される		使用禁止

一般社団法人 日本壁装協会の自主管理制度について

日本壁装協会では、改正建築基準法に対応させるため対策壁紙の「品質の表示」と「管理責任の範囲」を明確に取り決めた自主管理規定を構築しました。これは規定に定めた「製品表示ラベル」を表示運用することで「製造メーカーより出荷される商品(正反)」と、「流過程でカットされて販売される商品」それぞれのホルムアルデヒドの性能担保を行う自主管理制度です。なお、製品表示ラベルは、ホルムアルデヒド発散等級の確認および日本壁装協会・壁紙品質情報管理システムに登録を行った商品のみ表示することができ、「壁紙製品の包装上に貼付け」されるものです。

[1] ホルムアルデヒド情報ラベル

主に製造メーカーより出荷される壁紙(正反)に貼り付けされるもので「JIS製品」「大臣認定品」の2つの様式があります。

JIS製品様式		大臣認定品様式	

[2] シックハウス対策品ラベル

主に流過程でカットして販売される壁紙には、日本壁装協会「シックハウス対策品ラベル」が貼り付けされます。



* シックハウス対策品ラベルは、出荷ラベル(品番、ロット、数量、販売会社名)とセットで貼り付けます。

シックハウス対策壁紙の登録確認書発行について

建築基準法令等では、確認申請の段階には、「使用建築材料表で告示対象建材の等級を明示」するだけでなく、個々の商品に対する「JIS、国土交通大臣の認定等の別」を特定する必要がないとされています。従って今後は、現場関係者各位の要請に応じて提出してありました各種証明書等が、日本壁装協会の検索システムで管理されている「壁紙品質情報管理システム登録確認書」によって一元化され、的確な情報を迅速に提供できるものと考えております。

壁紙品質情報管理システム登録確認書(防火認定およびホルムアルデヒド情報の確認書)

日本壁装協会の検索システムでは、JISならびに大臣認定に関するシックハウス情報や防火の認定情報も商品番号から容易に検索でき、「印刷」ボタンにより印刷およびダウンロードすることができます。是非ご活用ください。



パソコンからの検索 <https://www.wacoia.jp/Hekisou/> 携帯電話からの検索 <https://www.wacoia.jp/>

JIS規格適合品(壁紙 JIS A 6921 2014)

日本の工業製品の品質安定を目的とした工業標準化法に基づき制定された国家規格です。

No.	試験項目		規格値
1	退色性(号)		4以上
2	摩擦色落ち度(級)	乾燥摩擦色落ち度	4以上
		縦	
		湿潤摩擦色落ち度	4以上
		縦	
3	隠蔽性(級)		3以上
4	施工性		浮き及びはがれがあつてはならない
5	湿潤強度	N/1.5cm	縦 横 5.0以上
6	ホルムアルデヒド放散量		(mg/l) 0.2以下

級別優劣 1級<5級



SV規格適合品(Standard Value:標準規格)

一般住宅、商業施設及びオフィスビル等に使用される壁紙製品で、快適・健康・安全を配慮した製品を提供する事を目的に、壁紙工業会で制定された自主規定です。

No.	試験項目		規格値
1-6	JIS試験項目と同じ		JIS試験規格と同じ
7	重金属	ヒ素 (mg/kg)	3以下
		鉛 (mg/kg)	20以下
		カドミウム (mg/kg)	3以下
		クロム (mg/kg)	20以下
		水銀 (mg/kg)	2以下
8	塩化ビニルモノマー (mg/kg)		0.1以下
9	残留VOC	TVOC ($\mu\text{g}/\text{g}$)	100以下
		TEX芳香族 ($\mu\text{g}/\text{g}$)	10以下

使用原材料		
10	安定剤	鉛、カドミウム化合物、有機スズを含有する安定剤は使用してはならない。
11	可塑剤	沸点が300℃以上の難揮発性可塑剤を使用しなければならない。但しDBPは使用してはならない。
12	発泡剤	フルオロカーボン類の発泡剤は使用してはならない。
13	溶剤	トルエン、キシレン、エチルベンゼンは使用してはならない。